

交通死亡事故多発警報発令通知書

交 対 協 第 6 8 号
令 和 5 年 (2023 年) 3 月 6 日

各 市 町 長
各 交 対 協 幹 事 様
各 地 域 行 政 連 絡 協 議 会 会 長
各 県 民 局 長

交通安全山口県対策協議会
会長 山口県知事 村岡 嗣 政



「交通死亡事故多発警報発令等」実施要領に基づき、本日午前11時、下記のとおり「高齢者交通死亡事故多発警報」を発令するので通知します。

現在、高齢者が関与する交通死亡事故が連続発生し、歯止めがかからない状況にあることから、関係機関・団体におかれましては、今月9日から始まる「高齢者の交通事故防止県民運動」を前倒し、本日から広報車による巡回広報、街頭での交通立哨、安全旗の掲出など、今後の交通死亡事故抑止に向けた広報・啓発を積極的に展開してください。

記

1 警報種別

高齢者交通死亡事故多発警報

2 発令期間

令和5年3月6日(月)から3月12日(日)までの7日間

3 発令理由

県下において、2月25日(土)から3月3日(金)までの間に、高齢者が関与する交通死亡事故が4件発生し、本警報の基準に達したため。

※ 基準 おおむね10日間で4件以上の高齢者が関与する死亡事故の発生

4 交通死亡事故の発生状況

別添1のとおり

5 推進事項

「交通死亡事故多発警報発令等」実施要領の別表1(別添2)に定める活動を実施してください。